

熊本県医師修学資金貸与制度について

1 制度の趣旨

熊本県では、県内の地域医療を担う医師を確保するため、医師が不足している地域の病院等に、将来、医師として勤務しようとする医学生に対し、修学資金を貸与しています。

大学卒業後の一定期間、知事が指定する地域の病院等（36医療機関 ※裏面参照）で勤務した場合には、修学資金の返還が全額免除されます。

2 貸与の種類等

種 類	地 域 枠	一 般 枠	県 外 枠
対 象 者 及 び 区 分	熊本大学医学部医学科 地域枠入学者 ※熊本県内の高校の出身 者が対象 ※選抜は熊本大学が実施	熊本大学医学部医学科 入学・在籍者 ※地域枠入学者を除く	熊本大学以外の 医学部医学科入学・在籍者
募集人数 (H29年度)	5人以内	5人以内	3人以内

○各年度の貸与状況（平成29年4月1日現在）

（単位：人）

種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
一般枠	4	1	2	2	4	5	3	3	募集中	24
地域枠	/	5	5	5	5	5	5	5	5	40
県外枠	/	/	/	/	/	/	/	1	募集中	1
計	4	6	7	7	9	10	8	9	5	65

3 返還債務の免除の主な要件

勤務する 病院等	○臨床研修終了後、直ちに知事が指定する病院等に勤務すること。
必要な勤務期間 (義務期間)	○1年次から貸与を受ける場合：貸与期間の1.5倍に相当する期間 例) 貸与期間6年間→6年×1.5倍=9年 ○2年次以上から貸与を受ける場合：貸与期間に3年を加えた期間 ※勤務期間には県内病院での臨床研修(2年間)、県内病院で行う後期研修(1年間)を含む。 ※後期研修先は熊本市内も可。(県外の場合は義務期間に算入しない。)

4 知事が指定する指定病院等及び勤務ローテーション

- ・ 知事が指定する病院等（以下「指定病院等」という。）は次の36 医療機関です。
- ・ 修学資金を貸与された学生は、卒後2 年間、熊本大学医学部附属病院及び県内の基幹型臨床研修病院（12 病院）での初期臨床研修修了後、通常は「後期研修※」を経て、指定病院等に勤務することになります。

※「後期研修」：熊本県医師修学資金貸与条例 第7 条1 項2 号に定める「後期研修」で、臨床研修を修了した者が受ける医師の専門性に関する研修をいう。

- ・ 指定病院等における勤務ローテーションは、グループ毎に次の期間を基本としています。

第1グループ：2 年間以内

第2グループ：2 年間以上

第3グループ：第1グループ及び第2グループを除く期間

第1グループ

	医療圏	名称
1	有明圏域	荒尾市民病院
2		公立玉名中央病院
3	鹿本圏域	山鹿市民医療センター
4	菊池圏域	国立病院機構熊本再春荘病院
5	八代圏域	労働者健康福祉機構熊本労災病院
6		地域医療機能推進機構熊本総合病院
7	芦北圏域	国保水俣市立総合医療センター
8	球磨圏域	地域医療機能推進機構 人吉医療センター
9	天草圏域	天草郡市医師会立 天草地域医療センター
10		地域医療機能推進機構 天草中央総合病院

第2グループ

	医療圏	名称
1	阿蘇圏域	阿蘇医療センター
2		小国公立病院
3	上益城圏域	山都町包括医療センター そよう病院
4	球磨圏域	球磨郡公立多良木病院
5	天草圏域	上天草市立上天草総合病院
6		国民健康保険天草市立河浦病院
7		国民健康保険天草市立新和病院
8		天草市立栖本病院

第3グループ

	医療圏	名称
1	熊本圏域	こころの医療センター
2	宇城圏域	国立病院機構・熊本南病院
3		こども総合療育センター
4		宇城市民病院
5		済生会みすみ病院
6	有明圏域	玉名地域保健医療センター
7		国民健康保険和水町立病院
8	菊池圏域	菊池郡市医師会立病院
9		国立病院機構・菊池病院
10	八代圏域	国民健康保険八代市立病院
11		八代市医師会立病院
12		八代郡医師会立病院
13	天草圏域	天草市立牛深市民病院
14		天草郡市医師会立 苓北医師会病院
15	阿蘇圏域	産山村診療所
16	八代圏域	八代市立椎原診療所
17	天草圏域	上天草市立湯島へき地診療所
18		国民健康保険 天草市立御所浦診療所

問い合わせ先

熊本県医療政策課 企画・医師確保班
TEL096-333-2204 FAX096-385-1754
E-mail : iryoseisaku@pref.kumamoto.lg.jp